

# 災害援護資金の貸し付けについて

## 支援の種類

貸付

## 支援の内容

平成 23 年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、釜石市において災害援護資金の貸し付けを行います。

## 対象となる世帯及び貸付限度額

以下の 1 から 3 に該当する世帯が対象です。

1. 被災日(平成 23 年 3 月 11 日)現在で、釜石市内に居住の世帯
2. 以下の損害及び程度のいずれかに相当する世帯

| 障害の種類・程度<br>及び貸付限度額            | 家財及び住居に<br>損害のない場合 | 家財の概ね 1/3 以上<br>が損害を受けた場合 | 住居が半壊・<br>大規模半壊の場合 | 住居が全壊の場合           | 住居の全体が<br>滅失・流失の場合 |
|--------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 世帯主が負傷し<br>療養期間が概ね<br>1ヶ月以上の場合 | 150 万円             | 250 万円                    | 270 万円<br>(350 万円) | 350 万円<br>(350 万円) | 350 万円             |
| 世帯主に<br>概ね 1ヶ月以上の<br>負傷がない場合   | -                  | 150 万円                    | 170 万円<br>(250 万円) | 250 万円<br>(350 万円) | 350 万円             |

### ※ 住居の損害について

- 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )内の金額となります。
- 住居の損害については、原則として自己所有の住居が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

※ 世帯主の負傷について ~ 岩手県内での震災による負傷が対象となります。

### 3. 世帯の平成 21 年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

| 世帯人数  | 1 人    | 2 人    | 3 人    | 4 人    | 5 人以上                              |                             |
|-------|--------|--------|--------|--------|------------------------------------|-----------------------------|
| ※総所得額 | 220 万円 | 430 万円 | 620 万円 | 730 万円 | 1 人増すごとに<br>730 万円に 30 万円を<br>加えた額 | 住居全体が滅失・流失した場合は<br>1,270 万円 |

※総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

#### 貸付条件

##### ※貸付条件の変更について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行(平成 23 年 5 月 2 日)により、当初お知らせしていた内容から、貸付条件を変更(緩和)しています。なお、緩和した条件は、既に申し込みされている場合でも適用されます。

#### 利率

連帯保証人(※1)を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5%

#### 据置期間

6 年(特別の事情(※2)がある場合は 8 年を選択可)

#### 償還期間

13 年(据置期間を含む)

#### 償還方法

年賦 または 半年賦(月割償還に変更可)  
元利均等償還(繰上げ償還可)

#### 申込期間

令和 9 年 3 月 31 日まで

※1 「連帯保証人」の要件について

- (1) 能力者であること
- (2) 弁済の資力を有すること
- (3) 原則として釜石市内に居住している方であること（市内の方が困難な場合は他市町村の方でも可能です）
- (4) 借入申込人と同一世帯の方でないこと
- (5) 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- (6) 連帯保証人が、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

※2 「特別な事情」について

被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

**申込みと提出書類**

**申込人について**

申込人は、被害を受けた世帯の世帯主（主として、その世帯の生計を維持する方）です。

**必要書類**

以下の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

| 申込みに必要な書類   | 申込人 | 連帯保証人<br>(連帯保証人を立てる場合のみ) |
|---|-----|--------------------------|
| (1) 災害援護資金借入申込書(所定のもの)  | ○   |                          |
| (2) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書<br>・ 被災の日の後、釜石市外に転出している場合に必要です。<br>尚、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。      | △   | △                        |
| (3) 平成21年分所得証明書(他市町村発行)<br>・ 平成22年1月1日現在、釜石市外に住民登録をしていた場合に必要です。<br>尚、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。 | △   | △                        |
| (4) 令和4年分給与所得の源泉徴収票または所得税確定申告書の控え   | △   | ○                        |
| (5) 診断書<br>・ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合に必要です。  | △   |                          |
| (6) り災証明書(市民課で発行 ※火災の場合は消防署で発行)<br>・ 住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。  | △   |                          |
| (7) 保護証明書(福祉事務所で発行)<br>・ 生活保護受給世帯の場合に必要です。  | △   |                          |
| (8) 同意書<br>・ 申込人及び世帯員の資産、収入、課税状況等を調査するために必要です。  | ○   |                          |

## 注意事項

### 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。尚、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

### 貸し付けの決定について

審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「災害援護資金貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「災害援護資金貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、概ね1か月程度かかります。

### 借用書等の提出について

貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「災害援護資金貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。

### 貸付の決定後に必要な書類

1. 借用書(所定のもの)
2. 印鑑証明書(連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑証明書も必要)

### 貸付金の交付について

貸付金は、借用書及び必要書類を確認後、指定の口座へ振込みます。

## お問い合わせ先

### 相談・申請窓口

〒 026-0025 釜石市大渡町 3 丁目 15 番 26 号

釜石市 保健福祉部 地域包括ケア推進課

Tel 0193-22-0190